指定居宅介護支援重要事項説明書

〈令和８年６月１日現在〉

１　事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人ちちぶ慈洋福祉会
代表者役職・氏名	理事長　髙橋　正樹
所在地（電話番号）	埼玉県秩父市大野原 786 番地　（0494-26-7305）
法人設立年月日	平成 28 年 7 月 20 日

２　サービスを提供する事業所の概要

（１）事業所の名称等

名　　称	居宅介護支援事業所　宮杜
事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号 1174901239）
所在地	埼玉県秩父市番場町３－４
管理者氏名	増田　文江
電話番号	０４９４－５３－９０３８
ＦＡＸ番号	０４９４－５３－９０３９
通常の事業の実施地域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

（２）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで （12 月 29 日から１月３日までを除く。）
営業時間	午前 9 時から午後 6 時まで
連絡体制	電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとる

（３）事業所の勤務体制

職　種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。なお管理者は介護支援専門員を兼ねることができます。 ・　従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤　１名 （兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常　勤　２名 非常勤　２名

３　サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 （必要に応じて利用者の居宅を訪問します。）

課題分析の実施	①　課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ②　解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 ③　使用する課題分析票の種類は「課題整理総括表」とします。
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議（原則自宅）の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	①　居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ②　作成した居宅サービス計画は交付します。
居宅サービス計画の実施状況の把握	①　居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ②　モニタリングに当たり、少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、面接します。 ③　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録します。

４　利用料、その他の費用の額

（１）居宅介護支援の利用料

ア　基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として無料です。

区分 （介護支援専門員１人当たりの利用者数）		要介護１・２	要介護３～５
居宅介護支援費Ⅰ （４５人未満の場合）	４５人未満の部分	１０,８６０円	１４，１１０円
居宅介護支援費Ⅱ （４５人以上６０人未満の場合）	４５人未満の部分	１０，８６０円	１４，１１０円
	４５人以上の部分	５，４４０円	７，０４０円
居宅介護支援費Ⅲ （６０人以上の場合）	４５人未満の部分	１０，８６０円	１４，１１０円
	４５人以上の部分	５，４４０円	７，０４０円
	６０人以上の部分	３，２６０円	４，２２０円

イ　加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	１月につき ３，０００円
入院時情報連携加算Ⅰ	入院した日のうちに介護支援専門員が病院又は診療所に情報提供をした場合（提供方法は問わない）	１月につき ２，５００円
入院時情報連携加算Ⅱ	入院した日の翌日または翌々日に介護支援専門員が病院又は診療所に情報提供をした場合（提供方法は問わない）	１月につき ２，０００円
退院・退所加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所時、ケアプランの初回作成をすることにあたり、医療機関等との連携、医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合	カンファレンスの参加無 連携1回　4,５００円 連携2回　6,０００円 カンファレンスの参加有 連携1回　6,０００円 連携2回　7,５００円 連携3回　9,０００円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合	１回 ４，０００円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	１回につき ２，０００円
通院時情報連携加算	利用者又は家族の同意を得た上で、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	１回につき ５００円
処遇改善加算	2.1%	

（２）交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、１キロメートルにつき 20 円を請求します。

5　秘密の保持

（1）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

（3）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険（株）
保険名	賠償責任保険

7　サービス提供に関する相談、苦情

（1）苦情処理の体制及び手順

ア　サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

①　苦情受付者はその内容を記録し、管理者に報告します。

②　管理者は、関係職員から事情を聞き取るとともに、苦情の原因を把握し、関係職員と具体的対応策を検討します。

③　管理者は、必要に応じ利用者宅を訪問するなどの方法で検討結果を利用者またはその家族に報告します。

①　職員ミーティング等により苦情内容や原因を報告し、再発を防ぐために役立てるものとします。

（2）相談苦情受付窓口

担　　当	管理者　増田　文江
電話番号	０４９４－５３－９０３８
受付時間	午前９時から午後６時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで （12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

秩父市　　高齢者介護課	０４９４－２５－５２０５
横瀬町　　福祉介護課	０４９４－２５－０１１６
皆野町　　福祉課	０４９４－６２－１２３３
長瀞町　　福祉介護課	０４９４－６６－３１１１
小鹿野町　福祉課	０４９４－７５－４４２１
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課　苦情対応係	０４８－８２４－２５６８ （苦情相談専用）

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置付けた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。